

## 第5回国土交通省政策評価会 議事録

- 1.日時 : 平成14年8月9日(金)10:00~12:00
- 2.場所 : 国土交通省特別会議室(中央合同庁舎3号館11階)
- 3.出席者:
  - 委員 -
  - (座長)金本 良嗣 東京大学大学院経済学研究科教授
  - 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  - 松田 美幸 麻生総研ディレクター
  - 山本 清 国立学校財務センター研究部教授
  - (以下の委員は欠席)
  - 石田 東生 筑波大学社会工学系教授
  - 上山 信一 ジョージタウン大学研究教授
  - 工藤 裕子 早稲田大学教育学部専任講師
  - 森田 祐司 監査法人トーマツ パートナー(公認会計士)

### - 事務局 -

河崎政策統括官、五十嵐政策評価官 他

### 4.議 題

- ・政策アセスメント(事前評価)等の実施について

---

## 開 会

中野政策評価企画官 定刻を若干過ぎておりますので、ただいまから第5回国土交通省政策評価会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては御多忙の中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

なお、本日は、石田委員、上山委員、工藤委員、森田委員につきましては御欠席という連絡をいただいているところでございます。

私は本日の事務局を務めております政策評価企画官の中野と申します。

### 政策統括官あいさつ

中野政策評価企画官 始めに、事務局を代表いたしまして、河崎政策統括官よりごあいさつを申し上げます。

河崎政策統括官 去る7月16日付で前任者の吉井政策統括官の後を受けまして政策評価担当の政策統括官を拝命いたしました河崎でございます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

先生方には、かねてから国土交通省関係の政策評価に関しまして大変御尽力を賜っております。また、本日は、この猛暑の中を、また御多忙中にもかかわらず御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

先生方は既に御承知のとおり、この政策評価は昨年1月の省庁再編を機に政府全体で取り組んでいこうということが決まったものでございます。国土交通省といたしましては、昨年1月に新しい省庁が発足して間もなく、政策評価の実施要領を省議決定するというところで、大変前向きな姿勢で取り組んでまいったわけでございます。今年度、14年度になりまして、政策評価の3本柱でございます事前評価としての政策アセスメント、業績測定としての政策チェックアップ、さらにはプログラム評価としての政策レビューと、3本柱であるわけですが、この3本柱が今年度ですべてスタートするというところでございます。来年度の重点施策におきまして、私どもの重点施策として政策評価の本格的な運用によりまして省全体のマネジメント改革を図るといったようなことも記述をいたしたところでございます。

そういった意味では、これから軌道に乗せていくということでありまして、内容を見ますと、まだまだこれから改善すべき事項は大変多くあるというのが率直なところでございます。私どもつかさつかさでそれぞれ専門分野における知見というのはいろいろあるわけですが、総合的な観点あるいは国民的な観点ということからしますと、いろんな外部の先生方の意見を拝聴していかなければいいものになっていかないと認識をいたしておりますので、今後とも忌憚のない御意見あるいは御指導を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

本日は、来年度に向けての政策アセスメントのほかに、初めて個別公共事業あるいは研究開発にかかる評価の取り組み状況についても御意見を拝聴することにしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、冒頭に当たりごあいさつにかえる次第でございます。よろしくお願いいたします。

## 議 事

中野政策評価企画官 議事に入らせていただきます。議事進行は金本座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

金本座長 早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。

きょう幾つかの話題がございますが、分けていますと、いつ終わるかわからないということもございますので、一括して資料を御説明いただいて、それから御意見をいただくことにさせていただきます。

## 資 料 説 明

金本座長 よろしくお願いいいたします。

中野政策評価企画官 着席のまま失礼いたしますが、説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料1によりまして、平成15年度概算要求に向けた政策アセスメント等の実施についてということで、本日お諮りいたしますものの全体像について御説明をいたしたいと思えます。これらは大きく3本の柱からなるということでございます。

第1に政策アセスメントということでございまして、新規に導入しようとする施策につきまして、目標に照らしまして三つの観点からチェックをし、概算要求、税制改正要望等にかかる新規施策の厳選につなげるということでございます。

2本目の柱が個別公共事業の評価ということでございまして、新規採択事業及び実施中の事業のうち個別箇所で予算内示される事業につきまして、費用対効果分析を行うとともに、事業特性に応じまして多面的な評価を実施するというところで、事業の必要性等を確認するとともに、実施過程の透明性を向上させるということでございます。

3本目の柱といたしまして、個別研究課題の評価ということでございまして、来年度に開始しようとする新規課題のうち、概算要求時点で内容が明らかになる課題について事前評価を実施するというところでございます。

それから、この資料の上の方に書いてございますけれども、本年4月からは行政評価法が施行されましたので、評価結果は行政評価法に基づきまして評価書として取りまとめて公表するということになっているわけでございます。

まず、第1の柱でございまして政策アセスメントの事前評価書につきまして御説明をいたしたいと思えます。政策アセスメントでは、いわゆる目標による行政運営という本来の目的に照らしまして、新規施策を目標実現という観点からチェックするというところでございまして、今回の事前評価書では予算要求、税制改正要望などにかかるものについて事前評価をしたということでございます。全体では、資料2を見ていただきますと、34の新規施策からなるわけでございまして、制度的なものが中心になっているということでございます。

この評価書につきまして、どのようにチェックをしているのか、したのかという流れに沿いまして、昨年度に比べて改善に心がけました点を中心にいたしまして、資料1の3枚目でございますが、政策アセスメントにおけるロジカルフレームワーク改善のポイントという資料をベースにいたしまして、資料2にございまして事例の幾つかを紹介しつつ御説明をさせていただきたいと存じます。

資料1の3枚目にございましてポイントというペーパーでございましてけれども、今回、ロジカルフレームワークのレベルアップに努めたポイントということでございます。もとより、ロジカルフレームワークにつきましてはミッションまたは政策目標の実現という観点から、施策が真に必要なものかどうかということ論理的に説明する手法といたしまして、国土交通省として重視してきたものでございます。また、国民に対するアカウンタビリティの確保、マネジメントサイクルの展開というためにも大変重要な役割を果たすということでございます。

従来は、ともすれば、まず施策が先にありきということでギャップ分析とか原因分析、課題の特定もしないで唐突に手法が出てくるということもございましたけれども、我々が重視してきているものは政策目標を実現するためにギャップから解きほぐしまして、なぜその施策を講じなければならないのかということを経理的に客観的に説明するというところでございます。

ということで、このポイントの第1というところでございますが、ギャップ分析におきまして、ファクトを踏まえて客観性を向上させるということでございます。もとより、このプロセスにおきましては、何を目的にするのか、政策チェックアップのためのアウトカム目標、関連する業務目標を明確にするということが出発点でございますけれども、その上で、これが達成された状態と現状を客観的に比較することによって解消されるギャップがあるということを示すことが必要となるわけでございます。

こうした物差しがきちっとした事例といたしまして、資料2の項目13という事例を見ていただきたいと存じます。ページでいきますと、29ということでございます。火山噴火警戒避難対策事業の拡充という河川局の事業でございます。これは火山活動によります社会的影響の大きい活火山を対象としまして、火山防災ステーションの整備によりまして火山噴火時及び火山噴火後の迅速な避難を可能といたしまして、被害を最小限に抑えることを目的とするものでございます。

この政策目標は災害による被害の軽減ということでございますけれども、これにつきましては土砂災害の危険がある地域の人口のうち、土砂災害防止施設により保全される人口の割合を土砂災害保全指数ということで目標値に設定しているわけでございます。

この平成18年度における目標値は、欄にもございますとおり42%ということでございますけれども、現状では土砂災害の危険性のある地域に住む人口が約1,210万人であるのに対し、平成13年度末で土砂災害防止施設により保全される人口は約451万人と、その割合は約37%にとどまっているということで、目標と現況のギャップをはかる物差しが客観的なものとなっているという例で、このポイントの右の欄にございますとおり、例を挙げさせていただいているということでございます。

2番目のポイントが、二つ目の箱ということでございますが、原因分析、課題の特定において論理的思考プロセスを強化したということでございます。この箱の中にございますとおり、目標と現状のギャップを認識いたしまして、それから原因分析、課題の特定という流れが目標による行政運営の基本動作ということでございますけれども、この過程におきましてはギャップが生じている原因を分析いたしまして、現在、新たに対応すべき課題が何であろうかということ特定する必要があるわけでございます。

これに当たりましては、原因のうちで対策が既に講じられていないものを分析いたしまして対応しなければならない課題は何かということ特定することが必要になる、また、課題を講じると目指す状態にどれくらい近づくのか、貢献するのかということ意識して分析することが必要となるというわけでございます。

こうした観点から見て、論理展開が明解であるという例といたしまして、資料2の項目21、45ページにございます鉄道のICカードの例を御紹介いたしたいと思っております。

御承知のとおり、ICカード乗車券につきましては、JR東日本のSuica、昨年11

月でございますが、東京モノレールでも今年の4月ということで導入が進められておりまして、ほかの事業者で導入の検討が進められているということでございますが、この施策の内容といたしましては、相互利用可能なシステム構築のために必要な経費の一部を国が補助するというものでございます。

まずアウトカムということでございますけれども、公共交通の利便性の向上とかバリアフリー社会の実現ということでございまして、これは省の答申の中にも位置づけられておりまして、目指すアウトカムが明確に認識されているということでございます。

次に現状認識ということでございます。中段にございますけれども、事業者の取り組み姿勢を幾つかパターン化してございまして、導入自体に消極的、単独での導入について検討中、一部の事業者間のみでの検討というパターンに分類されるわけでございます。このままですと導入自体が進まない、または複数のICカードの併存とか、磁気カードとの併存などと、相互利用ができないということも現出するという可能性があるということで、相互利用化の実現という目標と現実の間でギャップが生じているというわけでございます。この原因について、その下の方でございまして、からとございまして、パターンごとに検討、分析が行われるという形になっているわけでございます。

国民にとってのメリットは大きいシステムでございますけれども、事業者にとってみると投資余力がないとか、相互利用化とか拡張性のあるシステムにかかる負担に消極的ということで、比較的投資が抑制できるシステムの相互接続ということになる傾向があるということでございます。したがって、このような状態を放置いたしますと、全国的な相互利用化も不可能となってしまうという分析がなされているということでございます。

こうして特定いたしました原因に対しまして、どうすれば現状から抜け出して目指すべき方向に向かうことができるのか、このキーファクターを見つけ出すことが次に必要になるステップとなるわけでございます。

これを、拡張性のあるシステムを先行的に導入する事業者の取り組みを国が支援する、後押しをするということで、後発事業者も後で入ってこれる、システム負担に消極的な事業者にもインセンティブとなるということで障害が取り除かれまして、目指すべき方向に向かうことができるという流れで施策の必要性というのを説明しているという論理展開の一つの例ということでございます。

三つ目の箱でございますが、こうしたきちんとしたロジカルフレームワークの上にファクトに基づいた分析、これを根拠づけるデータなどが可能な限り明記されているかどうかという情報充実の取り組みという関係でございます。もとより客観性の基礎となるのはファクトに基づく論理的な分析ということでございますけれども、例えば、できるものについては費用便益分析をすとか、実測データをベースとすとか、何々省の何々統計とか、閣議決定で何年までに何をすとかというような形で、根拠となる数値や出典を明記しまして、数字的に説得性を強化するという取り組みが重要となるわけでございます。

これも事例に沿って御説明いたしますと、資料2の25ページ、項目でまいりますと11番ということでございます。流域貯留浸透事業の拡充というところでございます。事業の効率性につきまして、いわゆるB/Cを採り入れまして、ファクトに基づく分析を行っているという例でございます。

概略申し上げますと、近年の集中豪雨に対する都市部の浸水被害対策といたしまして、個人の住宅の敷地内に貯留浸透機能を持つ簡易な施設を設置する工事の事業主体を、これまでの都道府県等から市町村にも拡充しようということでございます。この措置につきましては効率性というところで、具体的に欄を見ていただければと存じます。代表流域について、シミュレーションによりB/Cを算出するという形で、この効率性の説明をしているというわけでございます。できるところからということでございますけれども、こういった新規の政策についてもB/Cを採り入れているということでございます。

次に、資料の67ページ、黄砂に関する情報提供の開始ということでございまして、項目番号は31でございます。いわゆる気象庁の政策でございますが、国際的な取り組みの強化が認識されている黄砂対策ということに関するものでございます。これにつきましては、近年、大陸からの飛来が急増しているということで、航空機の離発着とか社会的な影響が懸念されているということでございます。これにつきましては、必要性の欄を見ていただきますと、黄砂の観測日数につきまして、観測開始以来、平成14年春に最高を記録するというような形で、実測データに基づく記録をベースとした分析がなされておりまして、被害の概況の例として、航空機の欠航、遅延便数というファクトに基づく分析が行われているという一つの例でございます。

以上のような点が、ポイントのペーパーで御説明いたしました昨年に比べまして改善に努めた点ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、一步一步の大変地道な努力ということでございますけれども、目標を意識した論理的な政策分析をするためには大変重要なプロセスではないかと考えております。

事例集は全部で34ございまして、これらすべてを御紹介するわけにはまいりませんが、例えばということで、二つばかり御紹介させていただきたいと存じます。

まず、資料2の37ページの、項目番号でまいりますと、17番ということでございます。これにつきましては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえてと申しますか、大震災で大きな被害が発生したことを受けまして、なお民間建築物を中心に耐震診断や耐震改修が進んでいないという現状を踏まえまして、これを促進させる制度を拡充するというようなものを、例えば建築物に対する耐震診断等を補助対象に追加するとか、その地域を拡大するというような施策を講じるというものでございます。

もう一つ御紹介させていただきますと、資料2の53ページでございます。これは身近な例ということでございますけれども、自動車保有関係手続のワンストップサービス制度の構築ということでございます。自動車保有関係の手続、例えば検査、登録、保管場所証明、諸税の納入など、手続の電子化によりまして、ワンストップサービスの制度を構築しようとする自動車交通局の取り組みということでございます。

このように各局から新規施策につきまして事前評価書が出てまいりまして、いろいろ調整をしながら現段階で評価書として取りまとめたものを提示させていただいているというわけでございます。

それから、この件につきまして、事前に松田先生とお話をさせていただきましたときに、各政策が目指すアウトカムとどういう関係になっているのか、わかりやすいマトリックスのような形にまとめられないかという御指摘をいただいたわけでございます。それで用意

いたしましたものがA3縦長のものがございます。資料2では個別に並んでいるものを27の政策目標に対応するような形でまとめさせていただいたということでございまして、あわせてごらんいただければと思います。

次に、個別公共事業と個別研究課題の評価につきましては、資料3と4によりまして、真下政策評価企画官から御説明をさせていただきたいと思っております。

真下政策評価企画官 それでは御説明をいたします。資料3-1でございます。個別公共事業の評価でございます。

新規採択時評価と再評価を平成10年から導入いたしております。再評価につきましては5年経過して未着工、あるいは10年経過しても事業が終わらないものを対象にしております。また、事後評価ですけれども、現在、試行的に行っているものでございます。

現時点での公共事業評価でございますけれども、予算の概算要求の時期でございます、箇所別で予算内示をされるものにつきまして現在、これからでございますけれども、個別の評価を行うという段階でございます。評価の視点でございますけれども、これは行政評価法等でも定められておりますが、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を行うということでございます。

その他、公共事業も複雑な内容になってございますので、まず省全体の公共事業評価のあり方につきましてシステム研究会というのがございまして、そこで事業種別間の整合性ですとか、いろいろな指標の定量化などについて検討いただいているところでございます。それから、手法の研究会は各事業種別ごとにも置いてございます。個別の再評価にあたりましては、事業評価監視委員会というものがございまして、意見をいただいているところでございます。

それから、各評価の具体的な内容でございます。その概要でございますけれども、3ページをごらんいただきまして、新規事業採択時の評価でございます。新規に事業化するものですとか、計画などについても一部新規採択時評価を行いますが、費用対効果分析を行いまして、事業費などから費用を出しまして、貨幣換算できるものは貨幣換算しまして、できないものについてはチェックリスト等によりまして便益を出しまして、それらと比較することによって評価をするという手法をとっております。

その他、いろいろな環境に与える影響ですとか、多面的な評価などもその他実施いたしまして、総合的な評価をするという手法でございます。それらによりまして、新規採択時評価につきまして対応方針を決めるということを行っております。

それから、再評価でございます。6ページに再評価のフローがございまして、再評価の対象事業は、5年経過して未着工、10年経過して未了というものを中心にしまして、さらに、一度再評価を行ってから5年経過した時点で再度評価を行うという仕組みにしております。

再評価の視点といたしましては、社会経済情勢が当初からどのように変化したかとか、評価する時点での費用対効果分析、事業の進捗の状況、あるいは事業進捗の見込みなどにつきまして評価を行いまして、地方ごとに設けられております地方整備局ですとか、地方公共団体ごとに設けられております事業評価監視委員会に諮りまして、大学の先生ですとか経済界、法曹界等の方々に構成されておりますけれども、そういうところの御意見も伺いながら、対応方針といたしまして、事業の継続または事業の中止を定めていくものでござ

ざいます。

7 ページ、最後のページでございますけれども、各事業種別の概略の評価手法でございます。まとめたものがこれございまして、費用につきましては事業費とか維持管理費ということでございます。便益につきましては、事業によりまして、特性によりまして違いますけれども、防災対策などにつきましては被害の軽減額ですとか、経済的にどのように便益が増加するかということにつきまして事業ごとに算定をいたします。そのほか、便益として計上されないものにつきましても、災害被害の実績ですとか、中心市街地の活性化とかいう項目につきまして拾い上げまして、全体的な評価を行うという方式でございます。

資料の一番下でございますが、参考資料3 というものがございまして、個別の事業につきまして評価手法でございますけれども、詳しく説明した資料がそこにございます。今の総括表のバックデータとなります説明資料でございます。説明は省略させていただきますけれども、このような形で各事業種別ごとに評価手法につきましてマニュアルをつくりまして評価をしているというやり方でございます。

それから、資料3 - 2 ですけども、これに評価の取りまとめ方ですけども、その様式を示してございます。

最初は新規採択時評価でございます。まず便益について、このように金額を示しまして、それから便益の根拠を示すということでございます。様式に代表的な浸水戸数とか計画交通量とか示してございますけれども、評価に当たりましての算定項目としましては、先ほど御説明しました被害軽減額とか、走行時間の短縮便益とか、そういうことでございますけれども、その根拠をここに示すということでございます。

便益計算が充実しますと、かなりの部分まで必要性・有効性・効率性について説明することができますが、さらに補足するために、一番右の欄でございますが、必要性・有効性等について記述するという方式でございます。

2 ページ以降に記載例でございますけれども、各事業につきまして記載例を載せてございます。

それから、7 ページでございますが、再評価の様式について、ここに載せてございます。評価の手法につきましては基本的には同じでございます。再評価ですから、該当基準ですね、5 年なのか、10 年なのか、再々評価かという、その該当基準ですとか、あるいは一番右の欄の継続か中止かという対応方針、こういう欄がつけ加わってまいりますけれども、基本的な評価の方式としては同じでございます。

次に、研究開発課題の評価でございます。資料4 - 1 でございます。個別の研究開発課題の評価ということでございまして、国土交通省では対象とするものとしたしまして、本省、外局から補助、委託を外に対して行っているものと、みずからの研究開発機関ですね、国総研等のみずからの機関が重点的に行っております研究開発課題を対象にすることにいたしております。そういうものにつきまして事前評価を行う。事後評価も行う。あるいは、研究期間が長い、5 年以上のものにつきましては中間評価も行うということにいたしております。観点としては、必要性・効率性・有効性との観点から行うということでござ

います。こういう専門的な研究開発課題、個別の研究開発課題でございますので、専門家によります外部評価、ピアレビューを活用して行うということにいたしております。現時点の評価といいますと、先ほどの公共事業と同じでございますけれども、予算要求時点で内容を明らかにする新規の課題ということで、現時点での評価を個別に行うということにいたしております。

資料4 - 2は、現在いろいろ作成しておりますので、内容については精粗多々ございまして、まだこれから行うというものもございまして、現時点での対象になります研究開発課題のテーマでございます。

その方式でございますが、最初の1ページ、様式をごらんいただきたいと思います。このように基本的にごく大枠の様式でございますけれども、まとめまして、必要性・有効性・効率性等についてもなるべく分けて記述をするという方式でございます。一番下には、ピアレビューで行われます外部評価についても、委員会の内容ですね、委員の方々のお名前も記述させていただいて、外部評価の結果もここに載せるという形でまとめることにいたしております。

各テーマについて、まだ評価票は作成中のところが多々ございまして、このような内容について、これから評価を行うことにいたしているところでございます。

以上でございます。

中野政策評価企画官 引き続きまして、資料5によりまして、行政評価法に基づく評価書の作成について御説明をいたしたいと思います。

先ほども御説明いたしましたとおり、本年4月から行政評価法が施行されておまして、法に定める一定の事項を記載した評価書を作成・公表することが必要になっているわけでございます。

1. は省略いたしまして、2. のところでございまして、一番下のところに参考といたしまして、法律の抜粋を掲げているわけでございます。次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならないということでございまして、評価書には具体的評価結果とともに評価の観点や効果の把握の手法など評価の枠組みに関する情報を盛り込む、また政策評価会委員よりいただいた御意見の概要を評価書に盛り込むということで、メーリングリストでいただいた御意見も含めまして、評価書に盛り込むということになっているわけでございます。

資料1に戻っていただきまして、2枚目、 というところでございます。以上、概略御説明いたしましたようなことで評価を実施したわけでございますけれども、こうした作業を行う中で、改善に向けた今後の取り組みの方向性ということで事務局の方で取りまとめましたものを、このペーパーで御説明をさせていただきたいと思います。

3本の柱からなっているわけございまして、第1に目標志向の政策立案の定着に向けてということで、各種計画の策定、長期計画の見直しなどの動きがございまして、そうした計画の策定を契機といたしまして、業績指標の充実につなげていけないかという点が第1点でございます。

それから、業績指標と関連施策との関係の精査ということでございまして、こうした指標の充実にあわせて、これを実現するための施策の関連性についてもあわせて精査を

していくということが必要になるのではないかと考えています。

3番目に、プログラム評価による施策の目標と手段との間の因果連鎖の分析ということでございます。個々の手段が施策の目標との間において、どのような因果連鎖にあるかということ进行分析していくということでございます。

第2の柱がマネジメントサイクルの確立に向けてということでございます。年度末ごろとなります業績測定結果を踏まえた施策の見直し・新規施策の立案という点が第1点でございます。第2点がプログラム評価による既存施策の効果の検証ということでございます。これは第1の柱の3番目にも関係いたしますけれども、既存施策が因果連鎖に沿って効果を発揮しているかどうかということを検証するというところでございます。3番目が、事前評価の事後的な検証ということでございます。

3番目の柱が国民との対話の促進に向けてということでございまして、本年6月に取りまとめましたような年次報告書の充実などにより国民への情報提供の強化を図る。それから、国民との間の目標・指標の共有化により、できるだけ双方向化を図るということでございますが、そのための対話の促進を図るということでございます。

以上、政策アセスメント、個別公共事業の評価、個別研究課題の評価という3本柱について御説明をいたしましたわけでございますけれども、これらの事項につきまして、取りまとめ方とか、取りまとめ方針とか、今後の改善の方向性、資料1の2枚目、改善に向けた今後の取り組みの方向性ということも含めまして御議論いただければと思うわけでございます。

最後に、プログラム評価の関係で、参考資料2というものを用意してございます。アメリカ、カナダ、英国におけるプログラム評価実践事例報告というもので、若干の御報告をさせていただきたいと思うわけでございます。

プログラム評価につきましては、既に29のテーマを決定しているわけでございますけれども、うち11テーマにつきましては、本年度内の取りまとめを行うことを目途といたしまして現在、各テーマごとに有識者懇を設けて検討中ということでございます。

今回報告させていただきますものにつきましては、原局で行っておりますプログラム評価に資するために海外現地調査を行いまして事例調査を行ったものということでございます。特に現地で担当者にインタビューを行いまして、特にどのような点に苦労されているのかという現場の声をできるだけ集めたということでございます。調査対象国及び対象機関等につきましては、1枚目の下の方に掲げているとおりでございます、3カ国に行ったということでございます。

資料の構成といたしましては、A4が3枚ございますけれども、最後の別紙につきましては、詳細は御説明いたしません、現地調査実施テーマ及び概要一覧ということでございます。その前にございます2枚の資料、「示唆」というものがございますけれども、これが現地調査の実施を踏まえてメッセージ、示唆ということで集めてまとめたものでございます。この中から、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

構成といたしましては、一番左の欄が区分ということでジャンル分けをいたしまして、その隣にメッセージ、その根拠となります事例、それを概要ということで右の欄で御説明させていただいているということでございます。

まず、評価デザインの をごらんになっていただきたいと思います。「プログラム評価の

目的、活用方法を事前に十分に明確にすることが重要」ということでございます。これはアメリカで調べたものでございます。概要の欄を見ていただきますと、低所得世帯の居住移転を促すためということで、二つのプログラムがございまして、どちらが有効なのかということも事前にはっきり明確にして実施をしたということでございます。こうした形で、事前に、どちらが有効なのか、またその要因は何なのかという問題意識を明確にすることによりまして、スムーズに実施できたという一つの例ということで伺っております。

それから、これの3番目でございますが、「評価の結果と予算との関係を明確にすることは、評価への取り組みや評価部局との連携のインセンティブとなる」という、これはカナダのRMAFの事例でございます。カナダのRMAFにおきましては、プログラム評価の結果をもとに予算要求をするという形になっているということで、新しいスキームということでございますが、こうした形で連携のインセンティブが図られているということでございます。

それから、評価の実施と体制というところで簡単に申し上げます。まず、のところでございますが、プログラム評価を行うやり方としては、原局または評価部局または両方が連携してやるという、いろいろなやり方が考えられるわけでございますけれども、これについては唯一の方法はないと、いろいろなやり方があるということでございます。ただ、これに当たりましては、にございますとおり、「外部専門家を活用する際には、評価の専門家の視点が必要」とであるということでございます。

これにつきましては、概要の欄を見ていただきますと、そもそも「原局が選んだ評価者は、森林の専門家であり、評価の専門家ではなかった」と。結果的には、最初の5カ月間、何をしてよいのかわからず、何にも着手しなかったといったようなことで、やはり評価の専門家の視点が必要であろうという示唆が得られたということでございます。

それから、3番目でございますが、省内の担当者、トップとの協議ができる、また現場をよく知る人材であることが重要である。加えて、省内外の信頼の厚い「この人なら」ということでメンバーを構成することが重要であるということでございます。これにつきましては、概要の欄にございますとおり、アメリカでは全省的な視点から省内で横断的なタスクフォースを設けまして、シニアクラスのマネージャーを選定して、これを実施したわけでございますけれども、その結果、スムーズに行われたという一つの事例でございます。

4番目は、「プログラム実施の予算とは別に評価実施の予算を配当することが重要」である。これはジョージワシントン大学の教授の御意見でございます。

次に、は「上層部の関与が重要」ということで、カナダのプログラムの関係でございますけれども、いわゆるトップダウン、少数精鋭で行った結果、短期間で結論を出すことができたという事例でございます。

それから、2枚目でございますが、結果のフィードバックというところでございます。

に「評価結果の活用を担保するためには、評価実施の段階から原局内に「ファシリテーター」を作ることが重要」ということがございますけれども、原局の企画・立案に役立てることが可能となるような体制を評価実施の段階から持つことが重要であるという御指摘でございます。

それから、4番目でございますが、「評価結果報告書は客観的な事実に基づいて、かつ戦

略的に書くことが重要」ということでございます。報告書を書くには戦術が必要であるということでございます。概要の欄にございますとおり、「原課を傷つけず、しかしメッセージが伝わるように書かなければならない」というテクニックが必要であるという示唆でございます。

6番目でございますが、「プログラム評価実施中の状況変化により、評価結果が活用されないことがある」ということでございます。概要にもございますとおり、政権の優先順位とか、構造改革、省の予算とか、人員削減といったものが評価を実施している間に起こるということになりますと、活用されないということになってしまうということでございます。

それから、7番目でございますが、「評価実施のプロセスの中でプログラムそのものが改善されることもある」。これは概要の欄を見ていただきますと、評価しながらマネージャーに評価とは何かを教えるということで、徐々に彼らの行動を変えていっているという事例で、いわゆるコミュニケーションが非常に重要であるということを示唆したものでございます。

それから、8番目でございますが、「評価結果をマネジメントにどのように活用すべきかについては、各国ともに転換期にある」ということでございます。

以上、簡単でございますが、参考資料2に基づきまして国土交通省への示唆ということについて御説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

金本座長 どうもありがとうございました。

## 審 議

金本座長 それでは、御議論いただきたいんですが、きょう制度的に必ずクリアしておかなければいけないのが政策アセスメント（事前評価）に関するものでございますので、これをまずお願いして、その後、別のものをということで議論をお願いできればと思います。

どういう点でも結構ですので、まず事前評価についての御意見をお願いいたします。

田辺委員 3点ほど申し上げたいと思います。

第1番目は、報告の形式といたしまして、概算要求の時期に一回公表するということと、2番目に具体的に予算がついた後で、もう一回、数値をそろえて出すということだろうと思います。一つお考えいただきたいのは、概算要求段階での事前評価票に関しましては、特にこの形式で構わないような気がいたしますが、具体的に予算がつきましたら、予算が幾ら入っているのかという項目を少しわかりやすい形で、このアセスメントの方にも具体的にその情報を付与していただいた方がわかりやすくなるのではないかとこの点であります。その点は御配慮いただきたいと思います。

2番目は、これを拝読させていただきますと、もちろんよく書けているものもありますし、よく書けてないものもあるんですけども、全体を通じて、これは何だというのが一つございます。それは、この項目の中で施策等の必要性のところ書かれている国の関与

という部分です。

この様式では行政の関与と国の関与という二つに分けておりますので、要するに、国の関与というのは、なぜ地方公共団体に任せないで国が行う必要があるのかということを見証することだろうと思うのですけれども、具体的にはこれが余りうまく書かれていないような気がいたします。例えば既存の国庫補助金制度があって、それを拡充するんだという表現になっていますので、わからないことはないのですけれども、何故自治体ではなく国が行う必要があるのかを説明するという点はもう少し工夫いただければと思います。

工夫する際には、明らかに国が全部やるんであるとか、地方に全部ゆだねるということではありませんので、その中間というか、政策の用具をどういうふうに具体的にわりつけているのか、国はここまでやって、残りの部分はどういうふうに地方にゆだねているのかというところもある程度わかるような形でお書きいただいた方が良いと思います。行政の関与と違うところで、せっかくこの欄があるのですから、意味ある情報をつくり上げていただければという気がしております。これが2番目です。

3番目は、具体的な要望なのかどうかわかりませんが、3年後だったか2年後かに法律の見直しが行われますけれども、長期的には公共事業と同じような形で規制インパクトにかかわるものを具体的にコンプライアンス・コスト等を含めた形で費用を計算し、その効果がどうあるのかということ詳しく書くような方向に動いていくだろうということが予想されるわけです。

その際に、この事前評価票の中で、どれが規制インパクト的なものに当たるのかといったところを見ていきますと、例えば番号の25番の保安基準等の作成による燃料電池自動車ですけれども、その実用化、普及の促進ということがございます。

この評価票自体は環境等の中でどういうものが出てくるのかということによく書けておりますし、ほかのと比較して、とりわけ問題があるというものではありませんけれども、規制インパクトの方にもう一步踏み出すとするならば、この基準作成にかかわる、それを遵守させることに伴う行政側のコストであり、さらには企業側等にかかってくるコストを数値としてかなり明確に出すということと、それによって普及がどのぐらいふえるのかといった点に関して金銭評価を行う努力は続けていただきたい。こういった規制の分野に関しては数字をより明確に出すように御配慮いただきたいと思います。

以上、3点です。

金本座長 今のお話で事務局から何かコメントございますでしょうか。

中野政策評価企画官 まず、御指摘の第1点、予算が幾らついたのかを入れられないかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、省内の予算担当部局とも相談いたしまして、どのような形にできるかということを考えてみたいと存じます。

それから、2番目と3番目の御指摘でございますけれども、いろいろ難しい御指摘もいただいているわけですが、いわゆる国の関与、行政の関与のあり方というところをどのような形で評価を下すのか、それから、コストの関係をどのような形で書くのかというところでございますけれども、これにつきましては、ただいま御指摘いただきましたので、どのような中で工夫ができるのかということも含めまして、いろいろ勉強させていただきたいと思います。

金本座長 今の話と関連して、国の関与というところに問題は多いんですが、行政の関与のところでもかなりトートロジ的な説明が見受けられて、例えば 29 ページ、13 の行政の関与というのは、「火山防災体制の確立は、行政が責任をもって遂行すべき事務であり、行政の関与が必要」というのは、必要だから必要とっているにすぎないわけですね。

なぜ必要かということを考えて説明する必要があるんだけど、なかなか現場に用いるとそれが難しいという面があって、すぐに全部クリーンにするのは難しいかもしれませんが、こういう書き方でいいんだということになると、全く進まなくなってしまうので、その辺は御検討をお願いしたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

山本委員 田辺委員の話とも関連いたしますけれども、政策アセスメントをされることは結構で、わかりやすいんですけども、これを見ておりますと、全く新規のものと拡充のものと修正のものといろいろ場所があるわけなんですけど、よく読めばわかるんですけども、何かわかりやすく、特にマスコミ等発表される場合には区分していただきたいというのが一点ございます。

それに関連いたしますと、これは特に予算要求の時期だから致し方ないのかもしれませんが、国土交通省としても政策アセスメントは、まさしく参考資料 1 に書いていますとおり、対象とする施策等は既存の施策等のうち、その改定、廃止というのも入っているわけですね。

すなわち縮小あるいはやめるものというのもあるわけですから、そこら辺についても、私が見た範囲では今回の政策アセスメントにはなかったというふうに考えておりますので、みずから廃止し、新たに新規に要求するんだという姿勢を示した方がむしろいいのではないかという気がしております。実際、廃止されるのものもあるのかもしれないんですが、アセスメントに上がってきてないという気がいたします。

ですから、そこら辺はむしろ、予算には直接関係がないというわけではないわけですから、減額ということになるわけですから、それについてもむしろ公表するのが、この政策評価というのとマネジメント・オリエントということからいえば、一番いいのではないかと思うわけです。

それと、細かいことを申し上げれば切りがないので言いませんが、E T Cあたりは非常によく書けているんですけども、逆に、よく書けているのは、それがゆえに、むしろ疑問も出てきて、例えば割引等の措置をすれば E T C の搭載率は上がるだろうということになるわけです。

要望としては、政策の代替案についても踏み込んで記載していただければありがたいということです。これは非常に難しいと思うんですが、横並びにしますと、いいかげんに書いた方が逆に、言葉悪いんですが、そんなものかなというふうに逆に納得してしまうという、こういうパラドックス的なところをぜひとも政策統括官の方で何とか御修正願えればということでございます。

真下政策評価企画官 お答えいたします。

最初におっしゃいました新規とか拡充とか、それはわかりにくいということにつきまして、まだこれからのあれですので、記述の内容も改善したいと思います。今回は、様式は

これでいきたいと思いますが、先々はさらに必要があれば何か欄を設けるとかいうことも考えたいと思います。最初の政策等の概要の欄にそういうことはなるべくはっきりわかるように書いていきたいと思っております。

それから、2番目におっしゃいました廃止云々の件ですけれども、基本的に、アセスメントでございまして、新規に導入しようとする予算制度とか税制とか、あるいは法律とかいうことにつきましての評価でございまして、そういう中で、一くくりの予算制度とか法律とかいう中で、新たにつくり出す部分と廃止する部分とがあれば、それは廃止として載せるということでございます。

さらに、何か大きな施策自体の全体的な廃止ということになりますと、別個のプログラム評価というのを現在行っておりますけれども、そういう中で現在継続中、実施している施策について評価を行って、拡充するか、廃止するかということになってまいりますけれども、一応基本的には、アセスメントは何もないところから新規に何かをやるとか、あるいは拡充する部分についての評価が主体になりますから、おっしゃるように、廃止というのはここには分類として乗ってきにくくはなっているかと思えます。それでも、中にあれば、そういうものはっきりなるべく書くような記述の努力、改善の努力はしていきたいと思っております。

あと中身のさらに記述につきましては、理想はかなり高く掲げておりますけれども、そのとおり行っていない部分は多々ございますので努力はしたいと思えます。例えば代替案の比較にしましても、そもそもそういうものにつきましては、例えば効率性とか有効性とかいう欄がありまして、そういうところにもなるべく書くという方針は掲げておりますけれども、なかなかそのとおりには行っていないところがございますので、これから内容についてはさらに向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

金本座長 今の時点で余り頑張ると、芽をつぶすことにもなりかねないんですが、山本先生の言われる相対的にできのいいやつを見てますと、2枚紙の資料だけではほとんど意味がないという感じでして、こういうのを出すとすると、30ページとか100ページとかというのが裏についているはずだというふうな気がするんですね。

そういうものを含めて一冊にとじるというのは余り意味がないんだと思うんですが、割とできのいいのを見ますと、それなりにある程度きちんと検討した結果が裏にあってということで、関連する報告書等はあるそうだなという気がするんですね。

そういうものについて、どういう公表の仕方をしていくかということは非常に重要だろうと思います。インターネット時代になりますと、リンクを張れば、それで済んでしまうということで、別にその部分を一冊にとじる必要もないということですので、そういうこともお考えいただけたらなというふうに思います。

将来的には、こういうのが何十年も積み重なってきて、今の規定だと、昔のやつは残さないというか、残すような規定はないんだと思うんですね。ただ、この手のものは、アメリカですとアーカイブができていて、古いやつが一応残るような格好になっておりますので、そういうものも含めて検討しなければいけないのかなという気がいたしております。

松田委員 まず、この27の政策目標と照らし合わせた一覧をつくっていただいて、あり

がありがとうございました。一本一本の木をよくしていくことも大事なんですけども、それが森になったときにどうなっているのかなということがわからないと、マネジメントのツールとしては弱いので、常に全体の最終的な政策目標にそれぞれの政策がどうつながっていくのかということを経験の方が意識いただくというような取り組みで、こういうものが常にセットになっているという形で運営いただくといいのではないかと考えています。

それから、これを見たときに思ったんですけども、個々の事前評価票は概算要求のときにお使いになるんでしょうけども、全体を本当に国土交通省でだれが使うのか、これを何のために、本当にだれが使っていくのかということがないと、実際の評価をやっている意味がなくなってくるのかなというふうに感じたのがまず1点です。

2点目は、今度は予算要求とのかかわりの中で、これは出してから後の問題なんですけども、実は総務省の政策評価の会議の中でも出ているんですが、こういう概算要求をして、財務省とやり取りがあるわけですね。一生懸命、皆さんが必要とか有効性とかを分析されて、出されて、その結果、財務省とのやり取りのプロセスとかフィードバックがないと、ここでの議論ももったいないので、今後は財務省とやり取りして、どこが評価されたのか、あるいはどこが伝わらなかった、あるいは足りなかったのかということも、この後、どう残していくのかというのが二つ目に大事だし、逆にあちらからフィードバックがなければどんどん要求していただきたいというのがございます。

3点目に、評価票の中で、先ほどから行政の関与、国の関与の視点が出てますけども、私は社会的ニーズのところ非常に気になっております。例えば27で、60ページのところに、スーパー中枢港湾の育成の施策がございまして、たまたまこのもとになっている国際ハブ港湾のあり方の政策レビューの方にもかかわっているんで少し気になるところもあるんですけども、この社会的ニーズを見ますと、非常に一般的で、社会全般みたいな感じになっているんですね。

ところが、それぞれの施策にはそれぞれある程度特定される顧客がいるはずなんです。例えばスーパー中枢港湾にしても、港湾に関係する方々もいますし、荷物を出す生産者、あるいは荷物を受けて、それを購入する消費者といますか、生活者もいますし、それから、自治体ということで、それぞれの顧客のニーズは違うわけです。

それを一言で社会的ニーズと言ってしまうと非常にぼやけてくるんじゃないかなと思いますので、今後、社会的ニーズというところには、もう少し具体的な顧客のイメージができるような記載をしていただくと、より成果志向というか、アウトカム志向の政策になってくるのではないかと思います。

真下政策評価企画官 いろいろ御指摘いただきましたけども、どのようにこれを生かすかということにつきましては、制度をつくったところで、これからという面も多々ございます。先生から御指摘いただいて、こういう表もつくらせていただきました。ですから、こういう体系的なところまではまだ至ってないんですが、今回のアセスメントは行いましたけれども、業績指標ですね、27の政策目標とか113の指標というものがあまして、それとの関連の中で、このアセスメントも順次行っていきます。

そういう中でもいろいろ物を考えて、例えばこういう表をつくりますと、全体の27の施策の中で新規の施策のバランスがどうかとか、省全体の中で27の目標、さらにこれを大く

くりで暮らしとか環境とか安全とかいろいろありますけれども、どういう点に力を入れるべきかと、それが実際に実現されているかということについてわかりやすくなります。

従来、どちらかという、積み上げ式で、各部局が何ができるかということから新規要求が出てきましたけども、そうでなくて、ブレークダウン式に大きな五つの目標、27の政策から何が必要かということについても考えられるような方法で、順次マネジメント改革も行っていきたいと思っているところでございます。十分実現していませんけど、順次そういうことについては活用していきたいと考えているところでございます。

それから、予算制度は、これから8月の末に要求しまして、9月以降、財務省といろんな調整でございますけれども、結果のフィードバックはまだあれで、今のところは十分には……。十分にというか、個別にはいろいろお話を伺ったり、あるいは、ですから、8月、これをつくるときにも我々評価の担当と、担当原局とやっているだけではなくて、例えば予算を担当しています会計担当とも連絡を取りながらいろいろ調整しながらやっているものも、多々案件もございまして、9月以降の財務省への、例えば予算制度は財務省へ要求するときには、我々の方もいろいろ、何と言いますか、関与というか、お手伝いをしまして、財務省と原局と、そういう場合、我々も行くこともあるんですけども、評価の観点からも、新しい予算制度について査定を受けるといいますか、調整をするといいますが、そういうこともやっておりますけれども、そういう個別にはいろいろやって、個別には把握しているところあるんですけども、まとまった形でということかと思っておりますけれども、そういうものについてはいかにどういうふうにもとめて、いかに説明するか、あるいは国民に説明するかということについては考えていきたいと思っておりますが、うまくまとまれば、例えば毎年6月にまとめます年次報告書がございまして、そういうところに結果として表現することもできるかと思っておりますけれども、それはどうできるかというのはこれから検討していきたいと思っております。

それから、三つ目の社会的ニーズ欄ですが、確かに、なかなかこれもこういう様式作りまして、まだ社会的ニーズが十分でない面が多々あるところでございまして、おっしゃるとおりで、今まで力が十分入ってこなかったんですけども、特にこの欄は、下の行政の関与と国の関与との関連で、まず一番頭にある、そもそも行政の関与の前段である社会的ニーズは何かということで充実させる欄かと思っておりますので、それはこれからいろいろ充実させたいと思っております。

意識としては、例えばほかのところにもある程度は書いてあるという意識はあるんですけども、必要性のところにも最初の目標と現状のギャップ分析すれば、目標のところである程度は書いてあるとか、ほかに書いてあるという意識はあるんですが、またこれはここで、この欄として内容の充実を図りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

金本座長 最後の点は、もともとこういう項目を考えたときの想定とお書きになっている想定と若干ずれているというか、必要性のところにもギャップ分析を書くというふうに田辺さんは考えておられなかったのではないかと思います。ギャップ分析を必要性のところを書くとする、社会的ニーズのところは、だれのために、どういう便益があるのかといったふうなことを書き込むのかなという気がしています。

財務省とのどうこうということについては、一つの感想としては、予算査定できちぎちの議論で、どの程度の役割を果たせるかというのは、かなり疑問だなと。1億円減らせ、ふやせとかといった議論について、こういう非常に大きなピクチャーを出すのがどの程度意味があるかというのはかなり疑問だなという気がしています。それはまた別途、こういう非常に簡単なものに加えて、とてつもない資料を要求されたりというので、いろんなやり取りがあるというふうに私自身は見ていますけども、それに関連して一つ重要なのは、この評価会の仕事は何なのかということなんです。

評価書に記載する内容で、評価会でどういう意見があったということを書かれるということですが、評価法で見れば、学識経験を有する者、知見の活用に関する事項を書かなければいけないということで書くというわけなんですけれども、ここの評価会で、例えば事前評価ですと、個々の項目について評価会で検討して、学識経験者の知見を出したということにされてしまうと困るなという気もしていますし、当然そういう意図ではないということですね。

個々の項目の内容に関しては、これまた別途、原局で、いろんな格好で、いろんな人と意見を交換しているはずなので、そういうのがあれば、そっちの方も書いておいていただきたいなという気がします。いろんな分析をするのに、役所の担当者だけでやっているわけではないと、どこかのコンサルと何とか委員会で学識経験者と一緒にいろんな調査、検討をしているというのがあれば、そういったことも書いておく必要があるのかなという気がしまして、この政策評価会だけで学識経験者等の知見をというふうな処理をされると、ちょっと困るなという気がいたしております。

五十嵐政策評価官 今、座長から御指摘いただきましたとおり、この評価会は基本的な枠組みとか手法について大所高所の御意見をいただいて、それを生かしていくという場でございますので、個々の案件については既に動いておりますほかの場面で第三者の意見をいただいたという事実があれば、そのように表現をいたしますし、考え方としても、そういう考え方を採っていきたいと思っております。

田辺委員 資料1の2枚目で、この改善に向けた今後の取り組みということで、事前評価票を事後的な検証に使うという点が謳われており、特に指標等の目標値に関して具体的な目標が何年度ということが設定されている場合には役立つような気がいたします。

ただ、もう一つ、事前評価でやったものを事後的に検証して、かなり緊張感を与えるということの仕掛けとして考えられますのは、担当課は書いてあるわけですが、最終的な専決権者、要するに、課長の名前をここに書いておくと、何年後に作った本人が異動していなくなってから評価する場合がありますので、彼だなという追跡調査ができます。経済産業省等は組み入れていると思いますけれども、こういった点も御検討いただければ幸いです。

金本座長 今の点は、私、中身がよくわかりませんが、省内の責任体制の組み方で、経済産業省の場合は課長に責任を持たせるという仕組みにしているので、その課長の署名入りで出せというふうにはやっていますが、もしここで担当課の課長が責任ではなくて、課の中のどこか違う方が、何とか室長が責任者だったりということがあったりすると面倒です。その辺は省内のことですから、省内で御検討いただければというふうに思います。

そのほか何かございますでしょうか。

この事前評価については、一応これまでにさせていただきまして、また何かありましたら、後ほど蒸し返していただいて結構ですが、そのほかのことについての御議論に進ませていただきたいと思います。

特に順次ということではなくて、そのほかのものについては一括で、お気づきの点について何でも結構ですので、御意見、御質問をお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

田辺委員 とりあえず2点ほどです。

一つは、参考資料のプログラム評価実践事例報告のところで、実際に動かしているところの知恵というか、貴重な経験が出されていて、私自身、非常に勉強することが多いのですが、若干違うものがごっちゃになっている気がいたしますので、このところを御注意願いたいと思います。

プログラム・エバリュエーションと言われているのを、例えばG P R Aの体系の中で使うときには、プログラム構造の分析のような形で用いられております。他方で、G A Oとか、各省が単体で行うプログラム・エバリュエーションといったときには、政策を実施して、具体的にどういうインパクトがあったのか、さらにはそれがうまくいってないときには、なぜうまくいってないのかということをはっきりと明らかにする評価として用いられる。後者は、政策全体とのかかわりというんでしょうか、省全体の体系とは余り関係ない形で扱っており、この二つの部分は出てくるメッセージが異なりますので、その点は若干注意して扱った方がいいのかなという気がしております。これは参考資料に関する参考的な意見です。

2番目は、これまた全然違うところに飛んで申しわけございませんけれども、資料5の評価書の作成についてです。行政機関が行う政策の評価に関する法律というのは、評価書の作成のところだけは割ときちっと書いてあって、他のところは比較的緩やかな法律のような気がするんですけども、このところは割ときちっとやっていただきたいというのが1点目です。

他方では、詳細に書きすぎますと、誰も読みませんので、概要版をどう書くかということに関しては、これはP R文書だと思ひまして、そのところは御配慮というか、要するに、売りですから、うまい方策をお考えいただきたいと思います。

特に、これだけのすぐれた情報をどういうふうに集約していくのか、それを国民全体にコミュニケーションのツールとして使っていくのかというのは、余りうまい方策がそれほど見えておりませんので、そういうところにノウハウをお持ちの国土交通省が全省庁のモデルになるようなものをつくっていただければと思います。

中野政策評価企画官 プログラム評価の関係でございますけれども、ザクツとした形で御説明をさせていただきましたけれども、これから報告書という形でまとめることにしてございまして、御指摘のように、いろいろ違った観点のものもあるかと思いますので、原局にフィードバックする中で、その辺は整理させていただいて、メッセージとして伝わるような形にいたしたいと思っております。それから、概要につきましては、コミュニケーション・ツール、アカウンタビリティを果たすために、できるだけわかりやすいもの

にするということが非常に重要でございますので、その点については十分配慮してまとめていきたいと考えております。

松田委員 公共事業評価の取り組みのところで、新規事業採択時評価のフローのその他の評価というのがあります。それから、様式としては資料3-2に、その他の指標による評価ということで書かれているんですが、B/Cだけではなくて、そのほか、こういう成果というか、便益が出てきますよということをより明らかにしていこうという大事な取り組みだと思えます。ただ、往々にして、うまく言えないんですが、「評価」という言葉を使うものですから余計わかりにくいんだと思うんですけど。

「その他の指標により評価」という言葉自体も非常にわかりにくいのと、ここに本当に何が来るべきなのかというところが、まだばらつきがあるのかなというふうに感じています。

これは非常に難しい課題だと思えますが、施策なり事業をやると当然、それによって起こってくるさまざまな成果が出てくるわけで、その因果関係を見つけ出すというのは非常に難しいことだと思うんですが、この事業をやって本当に目指しているもの、何かをやったことによって出てくるものっていろいろあるんだけれども、この事業主体者はこの地域で特に、この地区でこの事業をやるということで、本当にこれを目指しているんだという意図が伝わるようにし、ごく一般的にこういうことをやると見えてくる成果というか、副次的なものの中のどれかを選んだことにならないようにしていただきたいということなんです。説明がうまくできませんけれども。

例えば様式の3ページ目の港湾整備の事業で、最初の便益としては輸送コスト削減が大きなねらいなわけですが、その他にCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>が削減されて周辺環境が改善されるというのがあります。もちろん、これ以外にもたくさん、コンテナターミナル整備をすることによって出てくる成果と申しますが、あると思うんですね。

その中で、あえて 港の××地区ではこれを目指しているというのがあってここに書かれているのであればいいので、そのあたりをそれぞれ事業の主体となる方が明確に出していただきたいなということです。

意味伝わったでしょうか。

梅山室長 言われていることはよくわかったつもりなんですが、その他の指標による評価という項目を入れておりますのは、B/Cという形で数値であらわせるものは限定された項目でありまして、経済性というものが主に中心になるんですけども、例えばその他の環境に対する副次的な効果であったり、事業を実施することによる地域への波及効果であったり、必ずしもB/Cの中にすべて網羅、実際問題としてできないという項目もありますので、そういったものをその他の指標による評価という形で、なるだけ総合的な観点から評価をしていこうという趣旨で、こういうことを入れているという趣旨であります。

おっしゃっておられます何を指すのかということも非常に重要なことかと思っております。今、長期計画についても見直しをしておりますので、そういった中でも何を指すのか、どういうアウトカムを目指していくのかということも、いろんな指標の研究なんかもしておりますので、そういったものをやることによって、また業績指標の充実とか、そういうものを図りながら、個々のこういう事業がそういう目標に対してどういう効果を持つ

ていくのかとか、何を指してこの事業をやっていくのかということになるだけわかるような、もう少し明らかになるような形にやっていきたいなと思っております。

金本座長 今のお話は、公共事業評価システム研究会でもいろんな議論があって、必ずしも明解に整理されてない状況かと思えます。費用対効果分析の体系と最近のG P R A的な目標管理型の評価システムの体系と、これは全く別個のものであると解釈した方がいいと私は思っているんですね。まぜるとひどいことになるという気がしています。

費用対効果分析の体系というのは、何かをやることによっていろんな人に便益が発生しますし、予期しない人にコストが発生する。それを包括的に評価したいと。これもなかなか難しいんですが、そこそこ貨幣単位で一応評価することもできることがあり得る。評価が余りに難しいところについては、その他指標のところに入れておくといった対応が普通とられるわけです。

このところに政策目標で何を主体にするかということをもまぜちゃいますと、体系として甚だ混乱するということですので、この辺はマネジメント・ツールとして二つ別途のものだと考えた方がいいのではないかなと私は思っているんですが、それでコンセンサスが得られているという状況ではないという状況です。

田辺委員 個人的には金本先生の意見に賛成でして、G P R A型の評価と費用便益分析を一緒にするのは害が多いと思います。

他方、意見ですけれども、再評価のところでもちょっとお伺いしたいと思えます。いただいた資料3 - 1の6ページ目ですけれども、再評価の視点ということで、の事業の必要性等というところで、事業の投資効果というところで費用対効果分析を原則実施するということが書かれております。

国土交通省では、公共事業を新規にやる場合には法律の政令で定められている以上に全部やるということになっていると思えます。再評価に関しては、この部分が書かれていますのでやらざるを得ないというところはそうなんだろうと思えますけれども、再評価をすべからず事業の投資効果で行う必要が、そこまであるのかなという点がよくわかりません。

一つは、対象事業になる場合の多くは用地買収が手間取っている等ということだろうという気がいたしますので、当初評価したところの費用と便益の時間構造が余り変わってないという場合には、2回行う必要があるのかなというところがございます。

他方で、10年とか経って、部分的に事業は進んでいるが、社会経済環境が全く変わってしまったというときには、当初の費用便益分析の時間構造では全然違ってきますので、今までの既存のところは sunk cost として置いて、それから先、続けるときに費用便益分析を再度厳格にやって、それで中止をするのか、それとも行うのかということに関する分析をきちっとやらなければいけないだろうという気はしております。

その際に、今あるマニュアルは、白地のところに全部新規にやるということを前提にしたマニュアルですので、途中までやっていて、そのときに残りをやったときにどうなるかというマニュアルに関しては余りうまく、どういうものを計算するのかというところではきてないよう気がいたしますので、そのところは何か、こういうふうな方向で考えているということがございましたら御説明いただきたいと思えます。

金本座長 その点については大体固まったような気がしていますが、ちょっと御説明い

ただけますか。

清水環境安全技術調整官 再評価につきましては、基本的に事業着手時のB/Cが社会的状況の変化でどう変わっているかということを確認するという意味で原則実施するということになってまして、田辺先生のおっしゃるように、さらの状態で作るとというのが基本になっています。

ただ、途中段階での再評価をどういうふうに今後、見ていくかというときに、これからの投資とこれからのベネフィットで評価するという考え方もございます。その辺については公共事業システム研究会の中で検討を続けていくということにしていますが、そこにいろいろ考え方があるということは承知しておりまして、その辺、また検討を進めていきたいと思っております。

おっしゃるように、まだ明確なものはないということです。我々も、その辺は問題意識として持っておりまして、研究をしていきたいと考えています。

田辺委員 再評価をやるときに、再評価という必要性のチェックという点では全部、ここに書いてあるものはやらざるを得ないと思うんですけども、それを手間暇かけて費用と便益を再計算するという形で行うものは、別に線引しても構わないような気がするんですけども、そこは全部やるというお考えなんですか。

清水環境安全技術調整官 やる必要があるかないかというところをうまく説明するためにやった方がいいだろうと考えています。そんなに状況が変わっていないということを書き切れない部分もあるものですから。ただ、修正的な作業で済む場合もありますので、ものによっては、そんなに手間もかからない場合もあると思います。

山本委員 そこは田辺先生とかなり食い違うところなんですけれども、僕は再評価で費用便益分析をやる意義はあると思うんです。

事前評価における費用便益の計算を適正化させるための一つの威嚇効果といいますか、そういう効果があると思うんですね。事業が用地買収等でおくれていても、実際便益比は変わらないというのはそのとおりだと思うんですけど、この再評価をやることによって、費用のかなりの圧縮であるとか、便益の若干の過大であるということのインセンティブが抑制されれば、それはそれなりに意味があるんだろうと思う。そして、むしろ再評価には、事前の総事業費でありますとか、総便益であるとか、費用の数値を再評価結果の公表のときにあわせて御発表いただくと、ありがたいということです。

もう一点、個別研究開発課題の評価で気になりました点は、非常に形式的なことで恐縮なんですけれども、ナンバー6の、外部評価委員会の中に海洋情報部海洋調査云々というのが、これは海上保安庁の職員ですよ。そういう方が外部評価委員と称していいのかどうかという根本的な問題がありまして、これは少なくとも直していただいた方がいいのではないかとということでございます。

山尾技術開発推進官 御指摘を踏まえて、検討させていただきます。

金本座長 外部と名前をつけるからあれなんです。

再評価のときに費用便益分析をもう一回やり直すべきかという話ですが、費用便益分析自体は掛け算と足し算と割り算の話で、そんなにお金がかかる話ではないですね。

ただ、需要予測をやるというのが通常ベースで、そちらの方は精度高くやろうと思いま

すとお金がかかる。したがって、やり直すというときに、需要予測を完璧にさらからやり直すことにするか、あるいはもう少し簡便なやつでやるかといったところがポイントかなという気がしています。実際の事前評価のところでも、事業分野によってその辺にどの程度コストをかけるかというのはかなりばらついていきますので、その辺は若干の判断があり得るのかなという気がしております。

継続か否かの評価をどうすべきかというのにいろいろな意見があるというのは間違いで、正解は一つしかない。それは世界的に知られていることで、それは費用便益分析の基本原則で、やるかやらないか、With と Without を比較するということですから、継続して事業を完成させるか、途中でやめてしまうか、その二つのケースを比較すれば済む話なんで、今さらいろんな議論がありますと、議論しますという問題ではないというのが私の解釈です。

そのほか何かございますでしょうか。

松田委員 海外の実践事例の報告でいろいろ示唆をいただいて、私も大変勉強になるんですが、この中で共通した課題について2点。まず、省内の教育の問題ですね、運用能力をどれだけ埋めていくのかということところがどこも悩みでいらっしゃるところと、評価の教育とか業績測定に関する教育にかなり力を入れていらっしゃるところ、これは前回の委員会のときもそうでしたけれども、ずうっとこれからの課題なので、お取り組みだと思いますが、さらに充実が必要ですね。

もう一つ、マネジメント・コストですね、評価をするためのコストで、これも指摘があるんですが、私が見ていないのは、例えば公共事業の評価の取り組みも外部の委員会が学識者委員会等で、まず公共事業評価システム研究会があって、事業種ごとに評価手法研究委員会があって、一個ごとに事業評価監視委員会があって、またいろいろ委員会がある。それから、個別の研究開発課題も、予算の額がわからないので何とも言えないんですけども、非常に大きな額のものであればわかるんですが、小さなものにまで本当にここまでマネジメント・コストをかけてやっていく必要があるのかどうかというあたり、今後は精査をしていかないと雪だるま式になってしまうのではないかなという危惧も持っているんですけど、そのあたり見解がもしおありでしたら……。

真下政策評価企画官 おっしゃるような御指摘で、以前からも、いろんなところからそういう御指摘も受けております。ともかく、これからの課題として、そういうコストも検討していかなければいけないと思っているところでございます。

いろいろなところで、今はどちらかといえば、成果といいますか、アウトプット、アウトカムの方を出して、それを主体にして評価をするという方向へ今まで、当初から大分力を入れてきておりましたけれども、それに対してどれだけ費用がかかるかですね、そういうことについても全般的に検討しなければいけないと思っております。こういうマネジメントとか評価とか、それ自体のコストにつきましても順次、これからどうするかということは検討していきたいと思っております。

ですから、今おっしゃったマネジメント・コスト自体も、あれをなるべく明らかにできるところは明らかにして考えていきたいと思っております。それから、全体的なそもそもの事業とかいろんなこともやっておりますけれども、そういうコストにつきましても出しまして、

成果とコストの比較ということで、いろんな各個別の事業だけではなくて、大くくりの施策とかそういうところについてもそういう検討はこれから進めていきたいというふうに思っているところでございます。

金本座長 個別事業の評価について第三者が入ってというものは、実は再評価の事業評価監視委員会だけだということに私は認識しています。ほかの委員会は全部、手法、マニュアルづくりといったところで、それを実際にどう使っているかということについては、余りヘビーな偉い先生が入ってといったものは使っておられないという気がしています。

例えば再評価の事業評価監視委員会みたいなものを事前評価について全部入れるということになると、かなりコストが高くなるなという気がしています。ただ、そのところ、そういうのなくていいのかという議論は当然出てきて、その辺が多分、一番これからの課題だろうという気がいたしております。

真下政策評価企画官 きょう御欠席の森田委員に事前に御説明いたしまして御意見を一部伺っておりますので、御紹介いたしたいと思います。

きょうのテーマの政策アセスメントとか事業評価研究開発評価についても御説明いたしましたけれども、そういうことについては特に御意見はございませんでした。その他といえますか、今後の課題についてという御意見でございますけれども、一つは、今、松田委員から御指摘のあった内容とかなり類似しているんですけども、評価に要するコストをこれから明示すべきであると。例えば全体の事業費に対する評価コストの何パーセントであるというものをいけば、その評価活動の内容などを比較することによって、そういう評価をしていいかどうか、あるいは評価をもっと充実させるべきか、あるいはもっと縮小させるべきかという、そういう評価の方向性についても出てくるということでございました。民間などでは特に監査費用とか弁護士費用とかそういうものを明示しているいろいろな判断も行っているということでございました。

もう一つは、業績指標を設定するときには去年、パブリックコメントを行いましたけれども、これから追加で設定するときもそういうことが想定されますけれども、前は広く国民全体から意見を募るといってパブリックコメントを行いましたけれども、そういう形でやると、なかなか意見が出にくい面があるので、フォーカスを絞って、ある専門分野の研究者とか、例えばダムの水源地域とかいったような、そういうフォーカスを絞って意見を聞くということも考えていいのではないかと。勤務先別ですとか、通勤手段別とか、あるいは帰宅が早い人、おそい人ということもおっしゃってございましたけれども、ある程度グルーピングしてフォーカスを絞って何らかのより具体的な聞き方をした方が意見が出てきやすいのではないかと御指摘でございました。

例えばということで、イギリスのベストバリューの策定するときにもそういうことをやられたそうでございますけれども、これからそういうことについても配慮したらどうかという御意見でございました。

以上でございます。

金本座長 そのほか何かございますでしょうか。

あと公表の仕方ですが、一覧表の形でわかりやすくしていただくのは非常にいいことだと思いますが、これだけでは一般の人は信じていただけないということがあろうようでして、

中身が信頼できるかどうかということについて疑念を持っている人が多いようで、これだけ見せてちゃんとやっているんだという風には説得できないという面があります。

個々の事業について一覧表の格好で細かいのを全部載せるというのは難しいんですが、そういう情報は当然、個々の事業について整理をされたものがあるんだと思うんですね。今のインターネットの時代になれば、それを掲載するというのはコストはほとんどかからないという状況ですので、そこまで開示することを検討しないと、一覧表だけ見せて、これでちゃんとやっていますというのは信じていただけないのかなと。「文句があるならば、ちゃんとそれを見て、どこがおかしいのか言ってみな」というところまでいかないと、信じてもらえないという気がいたします。いろんなシステムの整備が必要になりますので、すぐにはできないかもしれませんが、そういうことも御検討いただければという気がいたします。

そのほかございませんようでしたら、若干時間が余っておるんですが、皆さんもお忙しいところ、むだな時間を使ってもしょうがないので、このあたりにさせていただきたいと思います。

そ の 他

金本座長 その他、何か事務局の方からございますでしょうか。

中野政策評価企画官 本日は大変貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今後のスケジュールの関係でございますが、本日いただきました御意見を踏まえて見直し等を行いまして、その上で省議決定を経て公表することにさせていただきたいと思っております。

それから、本日の議事概要につきましては、速やかに作成の上公表するというようにしてございまして、また本日の議事録でございますけれども、速記録ができました段階で委員の方々に送付申し上げてチェックしていただきまして、御了解をいただいた上で公表するという形にさせていただきたいと存じます。

それから、本日の会議の資料の扱いでございますが、取り扱い注意ということでよろしくお願ひしたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、省議という手続を経まして公表という形にしてございまして、公表はそのタイミングでということをお願ひしたいと思います。

長時間にわたりまして御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

金本座長 どうもありがとうございました。

閉 会